

菊陽町町勢要覧（合併70周年記念）作製業務
受託者選定プロポーザル実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、菊陽町町勢要覧（合併70周年記念）作製業務について、公募型プロポーザルにより業務受託者を選定する手続に必要な事項を定める。

（委託業務の内容等）

第2条 このプロポーザルによって選定された業務受託者は、菊陽町が合併70周年を記念して作製する町勢要覧の企画・校正案の提案、写真撮影・提供、デザイン、レイアウト、製版、印刷、製本及び納品に関する業務を実施するものとし、契約期間は、契約締結の日から令和7年9月30日までとする。

（プロポーザルの日程）

第3条 日程については、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------|
| （1）質問書の提出期限 | 令和7年6月26日（木）午後5時 |
| （2）質問書の回答 | 令和7年6月27日（金） |
| （3）参加申込書の提出期限 | 令和7年6月30日（月） |
| （4）提案書の提出期限 | 令和7年7月 7日（月）午後5時 |
| （5）審査結果の通知 | 令和7年7月上旬 |
| （6）契約締結 | 令和7年7月上旬 |

（提出書類）

第4条 このプロポーザルに係る様式は、次のとおりとする。

- （1）参加申込書（別記様式第1号）
- （2）質問書（別記様式第2号）
- （3）回答書（別記様式第3号）
- （4）プロポーザル送付書（別記様式第4号）
- （5）提案基本事項調書（別記様式第5号）
- （6）提案のアピールポイント（別記様式第6号）

（参加資格要件）

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）菊陽町入札参加資格者名簿に登録されていない者も参加できるが、菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号。以下「要領」という。）の別表第1及び別表第2に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- （3）菊陽町入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、要領による指名停止を受けていないこと。併せて、他の地方公共団体による指名停止を受けていないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- （6）菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条各号の規定に該当しないこと。
- （7）市町村税等の滞納がないこと。
- （8）過去3年以内に他市町村の要覧や広報紙等に関する同種業務の実績があること。

(質問書等)

第6条 質問書の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年6月26日(木)午後5時(必着)

(2) 提出先及び問合せ先

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町総務部総合政策課企画政策係

電話：096(232)2112

E-mail：sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

(3) 提出方法

このプロポーザルに関する質問は、質問書により、電子メールにて行うこと(必ず到達確認を行うこと)。

(4) 質問の回答

令和7年6月27日(金)までに、とりまとめ、町ホームページ上に回答書を掲載する。

なお、回答に当たり、質問をした社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。この場合において、回答はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(参加申込書の提出)

第7条 参加申込書の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年6月30日(月)午後5時(必着)

(2) 提出先及び問合せ先

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町総務部総合政策課企画政策係

電話：096(232)2112

E-mail：sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

(3) 提出方法

参加を表明する事業者は持参にて提出すること。

(提案書等の提出)

第8条 提案に係る提出物については、次のとおりとする。

(1) 提出物及び提出部数

提案に係る提出物は次のとおりとする。

- ・プロポーザル送付書 1部
- ・提案基本事項調書 1部
- ・提案書(様式任意) 5部
- ・提案のアピールポイント 5部
- ・見積書(様式任意) 1部

※菊陽町入札参加資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類も提出すること。

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- ・滞納のない証明書(所在地において滞納のないことを証する書類)

(2) 提案書の作成

- ・デザイン提案仕様書(別紙1)を踏まえて作成し、完成品をイメージできるよう工夫すること。
- ・仕様書に定めのない事項は、独自の提案として盛り込んで構わない。

- ・作業工程やスケジュールなどの完成までの予定を大まかに示すこと。なお、正式なスケジュールは、受託者決定後に本町と受託者が協議の上、決定する。

(3) 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時

※期限内に提出がなかった場合は不参加とみなす。

(4) 提出先及び問合せ先

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町総務部総合政策課企画政策係

電 話：096(232)2112

E-mail: sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

(5) 提出方法

郵送又は持参によること。電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

(6) 提案書等の変更の禁止

提出後の提案書等の内容の追加及び変更は認めない。

(審査)

第9条 プロポーザルの審査委員、審査の方法及び審査結果は次に定めるとおりとする。

(1) 審査委員

菊陽町職員5人以内

(2) 審査の方法及び順位の決定

審査の採点は、プロポーザルに係る提出物に基づいて、審査委員が実施する。

実施体制・業務実績、校正スケジュール及び価格については事務局が実施する。

また、順位は、採点結果の合計点数が高い事業者から順に付け、同点となった場合は、審査委員による多数決により上位を決定する。なお、多数決においても同点となった場合は、抽選くじにより決定する。

(3) 審査結果

審査結果は文書により通知し、町ホームページで公表する。

なお、この通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により審査結果の説明を求めることができるものとする。

(プロポーザルの評価項目及び配点限度)

第10条 プロポーザルの評価項目及び配点限度は次の表のとおりとする。

評価項目及び配点限度

	評価項目	様式	点数
業務遂行力評価	実施体制・提案業者の業務実績 (同種・類似業務の実績) など	提案基本事項調書	10
企画提案力評価	表紙・裏表紙	プロポーザルに関する提出書類	15
	町の歴史		15
	これからのまちづくり		15
	全体構成		20
	業務目的への理解 (目指す姿への理解)		10
	その他補足事項(独自提案)		5
価格評価	見積金額	見積書	10
合計			100

(失格事項)

第11条 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 本要項に示された条件に適合しないものを提出した者又は提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 提案書等に記載すべき事項の全部又はその一部が記載されていないものを提出した者
- (3) 「参加申込書を提出した日」から「審査会において選考が終了するまで」の間に審査委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (4) 有効な競争入札参加資格を有しない者

(契約等)

第12条 契約等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 町は、第9条に規定する審査で第1位の者と菊陽町町勢要覧（合併70周年記念）作製業務委託契約の締結交渉を行うものとする。
- (2) 第1位の者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第1位の者の本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位以降の者を順次繰り上げて、その者と印刷業務委託契約の締結交渉を行うことができる。
- (3) 締結交渉の結果、合意に至った場合は、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。
- (4) 町は、契約締結後においても業務受託者による本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができる。

(プロポーザルに係る提出物の取扱い)

第13条 プロポーザルに係る提出物の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに係る提出物は、返却しない。
- (2) プロポーザルに係る提出物は、複製を作成する場合がある。
- (3) プロポーザルに係る提出物は、菊陽町情報公開条例に基づき開示請求により開示する場合がある。
- (4) プロポーザルに係る提出物の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(事務局)

第14条 本プロポーザルの実施事務局は、菊陽町総務部総合政策課に置く。